

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る  
国民健康保険料の減免について

1 保険料の減免について

(1) 対象となる世帯

- ① 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた世帯
- ② 主たる生計維持者が業務を廃止または失業された世帯
- ③ 主たる生計維持者の所得減少が見込まれる世帯 (※)

※所得の減少割合が3割以上で、前年所得が1,000万円以下等の要件に該当する場合

(2) 減免対象保険料と減免額

令和2年2月～翌年3月までの保険料について、その全額または一部が減免される。

(3) 申請の期限

令和3年3月末まで

2 国による財政支援について

保険料の減免に要した費用については、その全額が国から調整交付金として交付される予定。